

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（森づくり課）

一 趣旨

埼玉県県民の森の効率的な運営を図るための業務内容の見直しに伴い、展示室を廃止するための改正

二 内容

展示室の利用に関する業務を廃止

三 施行期日

令和五年四月一日